【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年8月23日
【計算期間】	ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 毎月決算コース 第16特定期間（自　2023年11月28日　至　2024年5月27日） ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 年２回決算コース 第16期　　（自　2023年11月28日　至　2024年5月27日）
【ファンド名】	ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 毎月決算コース ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 年２回決算コース
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　堤　健朗
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目６番１号　虎ノ門ヒルズステーションタワー
【事務連絡者氏名】	法務部　　山﨑　誠吾
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目６番１号　虎ノ門ヒルズステーションタワー
【電話番号】	03－4587－6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

主としてマザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界の債券に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合	ＭＭＦ ＭＲＦ ＥＴＦ	インデックス型 特殊型 （　　）

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- 追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 <年2回決算コース> 年２回 年４回 年６回 （隔月） <毎月決算コース> 年12回（毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （部分ヘッジ） なし	日経225 TOPIX その他 （　　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型／絶対収益追求型 その他 （　　）

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- その他資産（投資信託証券（債券））・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 年２回・・・目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 年12回（毎月）・・・目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
- グローバル（日本を含む）・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
- 為替ヘッジあり（部分ヘッジ）・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

なお、本書において、文脈上「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。

委託会社は、受託銀行(後記「(3)ファンドの仕組み　2.ファンドの関係法人　①委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務　c．受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、各ファンド金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

本書で使用するデータおよび格付けについて（後記「3　投資リスク　(3) 参考情報」を除く）

◇データ◇

先進国債券	FTSE世界国債インデックス(除く日本)
モーゲージ証券	ブルームバーグ米国証券化商品インデックス
投資適格社債	ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート社債インデックス
新興国債券	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド
ハイ・イールド社債	ブルームバーグ米国ハイ・イールド社債インデックス

◇格付け◇

ムーディーズ、Ｓ＆Ｐ、フィッチ

本ファンドの投資対象ファンド(2024年8月現在)

	ファンド名
GS先進国債券ファンド	コクサイ・フィックスト・インカム・ファンドA
GSモーゲージ証券ファンド	ゴールドマン・サックス・US・モーゲージ・バック・セキュリティーズ・ポートフォリオ
GS投資適格社債ファンド	グローバル・コーポレート・ファンド１
GS新興国債券ファンド	ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ポートフォリオ ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ
GSハイ・イールド社債ファンド＊	グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオII ゴールドマン・サックス・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ボンド・ポートフォリオ アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト ゴールドマン・サックス・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ポートフォリオ

＊　原則として、「GSハイ・イールド社債ファンド」については米国企業が発行する社債を高位に保ちます。

＜ファンドのポイント＞

1．世界のさまざまな債券を組み合わせ、ポートフォリオの組入資産の平均利回りを約3%に維持することをめざします[*1]。

2．平均利回りの維持をめざしながら、ポートフォリオ全体の価格変動リスクが最小となるよう、債券の組み合わせを原則として四半期ごとに調整します[*2]。

3．原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります[*3]

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドは、ポートフォリオの組入資産の平均利回りを約３%に維持することをめざすものであり、本ファンドのトータル・リターンが一定の水準となることを示唆あるいは保証するものではありません。本ファンドの基準価額の動きは、金利動向、信用状況を含む市況動向の影響を受けるため、短期的または長期的に下落する場合があり、投資元本を割り込むことがあります。また、運用管理費用（信託報酬）等の費用が控除される点にご留意ください。

***1　上記の利回り水準は本書作成時点における水準であり、将来変更される場合があります。また、将来の利回りが上記水準に維持されることを保証するものではありません。**
***2　本ファンドは、ポートフォリオの組入資産の平均利回りを維持するために必要なリスク(金利リスク、信用リスク等)を取るため、市場環境によっては、相対的にリスクの高い新興国債券やハイ・イールド社債等の組入比率が高まり、基準価額の変動が大きくなる場合があります。**
***3　為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。なお、本ファンドの投資対象ファンドにおいてはアクティブな通貨運用を行うため、一定の為替変動リスクが伴います。**

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。マザーファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（投資顧問会社。以下「ＧＳＡＭロンドン」といいます。）に委託します。ＧＳＡＭロンドンは運用の権限の委託を受けて、投資信託証券および為替の運用を行います。
委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」という場合があります。

[注意点] 利回り(イールド)とトータル・リターンの違い

利回りとは：　利率（クーポン）とは異なり、債券を満期まで保有した場合の、利子収入および償還差損益の1年当たり収益のことを指します。債券の購入価格が額面より高い(低い)場合、債券の利回りは利率より低く(高く)なります。

トータル・リターンとは：投資から得られる年間の利益あるいは損失を指し、利回りと価格変動等の組み合わせによって上下します。

＜“平均利回りの維持”をめざす 本ファンドの戦略概要＞

● 本ファンドは、世界のさまざまな債券を主要投資対象とし、為替ヘッジを考慮してポートフォリオの組入資産の平均利回りを約3%に維持することをめざします。

*ただし、平均利回りの維持をめざすことで本ファンドの価格変動リスクを過度に高めてしまう状況等においては、運用プロセスにおけるリスク管理の徹底等の観点から、平均利回りの維持を達成できない場合があります。

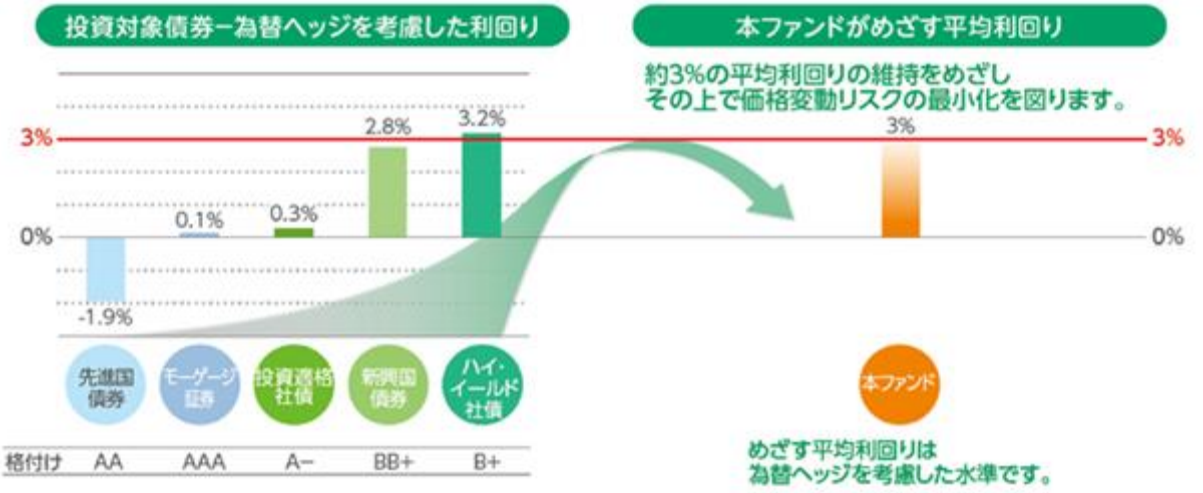

2024年5月末現在
出所：ブルームバーグ、FTSE、JPモルガン、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント
上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆あるいは保証するものではありません。為替ヘッジを考慮した利回りとは、実際の為替ヘッジ・コストではなく日本と海外の短期金利差を控除して簡便的に算出した利回りを指します。また、運用管理費用（信託報酬）等の費用が控除される点にご留意ください。

本ファンドのマザーファンドの配分比率（2024年5月末）

ポートフォリオの価格変動リスクが最小となるよう、資産配分を原則として四半期ごと（3月末、6月末、9月末、12月末）に3%の平均利回りをめざして調整しますが、調整後の市場動向などにより実際の平均利回りは変動します。

平均利回り*1	1.7%
デュレーション	4.7年
平均格付け*2	BBB−

各資産配分比率*3

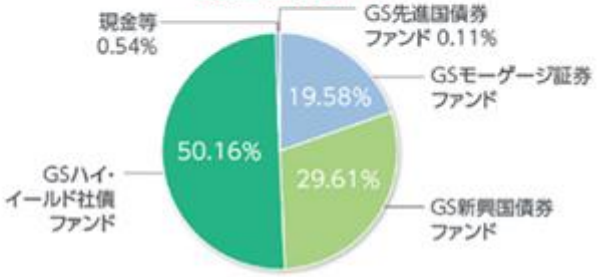

*1 平均利回りは、各組入資産の為替ヘッジを考慮した利回りを配分比率で加重平均して計算しています。
*2 平均格付けとは、基準日時点で保有している債券に係る信用格付けを加重平均したものです。各銘柄の信用格付けは、ムーディーズ、S&P、フィッチの3社（先進国債券および投資適格社債の保有銘柄は、ムーディーズ、S&Pの2社）から付与されている格付けのうち最も高い格付けを使用しています。
*3 配分比率はマザーファンドの対純資産総額比です。為替ヘッジによる評価損益などの影響で合計が100%を超える場合があります。

※投資信託証券（ファンド）ではアクティブな債券・通貨の運用を行います。各ファンドの組入比率は0～50%とし、組入れを行わない可能性もあります。

出所：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

上記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、ポートフォリオの内容は市場の動向等を勘案して随時変更されます。
運用管理費用（信託報酬）等の費用が控除される点にご留意ください。

＜ファンドの運用＞

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。

＊「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げることをめざす戦略をいいます。

※本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2016年6月14日　　本ファンドおよびマザーファンドの信託設定日および運用開始日

（３）【ファンドの仕組み】

１．ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。

マザーファンドの運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行います。運用にあたってはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる投資信託証券（指定投資信託証券）を主要投資対象とします。

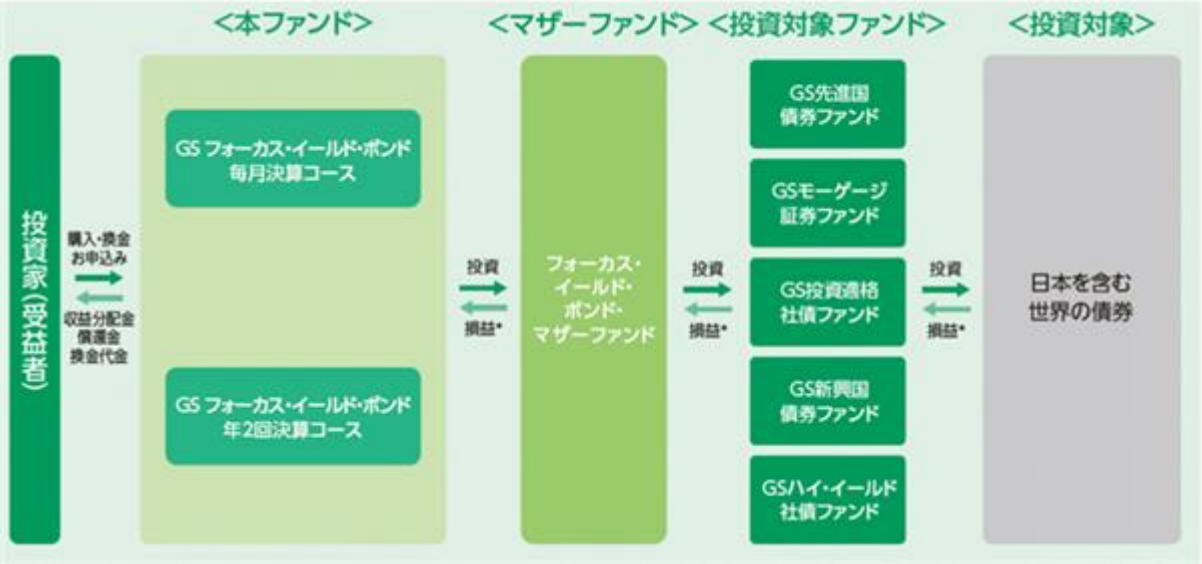

* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

- マザーファンドでは、定期的に各投資信託証券（以下「投資対象ファンド」、「組入れ投資信託証券」または「指定投資信託証券」といいます。）への投資比率の見直しを行い、必要な場合には投資比率を調整します。
- 世界の債券を主要投資対象とする同一の投資信託証券への投資比率は、投資比率の見直し時において、原則として信託財産の50%以下とします。
- 投資信託証券の組入れは市況動向、資金動向および収益性等を勘案して決定します。必ずしもすべてに投資するとは限らず、一部の投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。また、資金動向および収益等を勘案し、上場投資信託証券に投資する場合があります。
- 投資対象ファンドは適宜見直され、これまで投資を行っていた投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加されることがあります。

くわしくは、後記「２　投資方針　(2) 投資対象　(e)マザーファンドが投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）」をご覧ください。

２．ファンドの関係法人

①　委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

ａ．委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

ｂ．投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル）

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より投資信託証券および為替の運用の指図に関する権限の委託を受けています。

ｃ．受託会社（株式会社ＳＭＢＣ信託銀行（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

ｄ．販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人

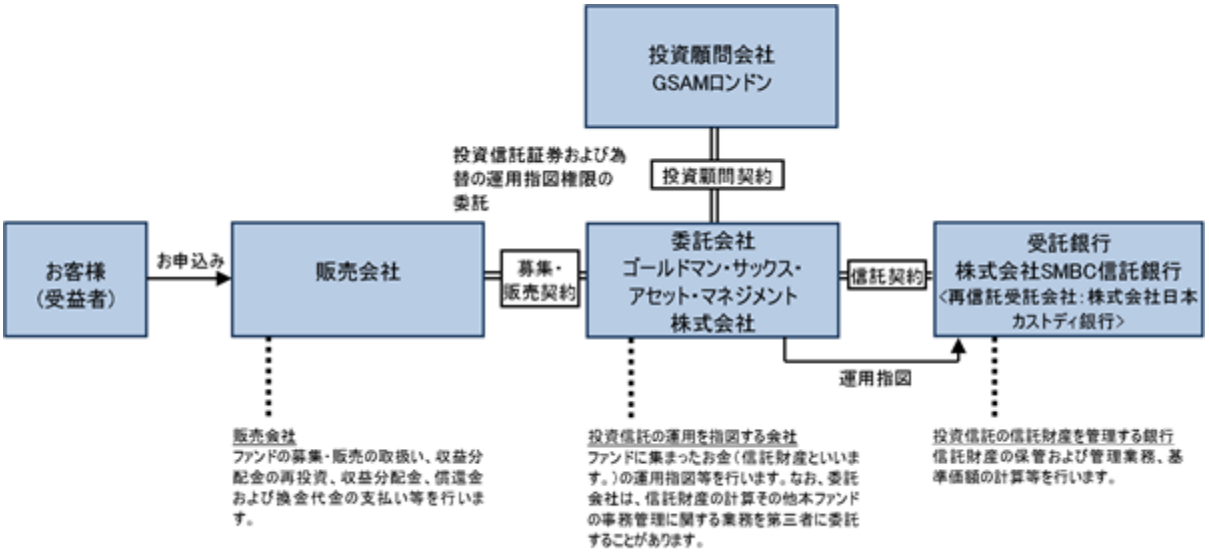

＜ご参考＞ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2023年12月末現在、グループ全体で2兆5,490億米ドル（約361兆円＊）の資産を運用しています。

＊米ドルの円貨換算は便宜上、2023年12月29日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝141.83円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

②　委託会社等の概況

ａ．資本金

委託会社の資本金の額は金４億9,000万円です（本書提出日現在）。

ｂ．沿革

1996年２月６日	会社設立
2002年４月１日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更
2023年７月１日	ＮＮインベストメント・パートナーズ株式会社と合併

ｃ．大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	所有比率（%）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウェスト・ストリート200番地	6,400	100

2【投資方針】

（1）【投資方針】

ａ．基本方針

本ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

ｂ．本ファンドの運用方針

- 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入比率を引き下げる場合もあります。)。
- 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

ｃ．マザーファンドの運用方針

- 投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界の債券に分散投資を行います。
- 定期的に各投資信託証券への投資比率の見直しを行い、必要な場合には投資比率を調整します。ただし、見直しの結果、投資比率の調整が行われない場合があります。
- 世界の債券を主要投資対象とする同一投資信託証券への投資比率は、投資比率の見直し時において、原則として信託財産の50%以下とします。
- 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行うものとします。
- 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)の中から、市況動向、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して選択した投資信託証券に投資します。必ずしも指定投資信託証券の全部に投資するとは限らず、一部の投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。また、資金動向および収益性等を勘案し、上場投資信託証券に投資する場合があります。
- 指定投資信託証券は適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。
- 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

※　指定投資信託証券の詳細については、後記「(2)投資対象（e)マザーファンドが投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）」をご覧ください。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（ＧＳＡＭロンドン）	英国ロンドン市	投資信託証券および為替の運用	別に定める取り決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支払いは行いません。

（２）【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第17条第１項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等（社振法第66条第１号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第１項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第２条第８項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の２第１項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第38条第２項に規定する短期外債をいいます。）

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．外国法人が発行する譲渡性預金証書

４．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第17条第２項および第３項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記１．ないし４．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(e) マザーファンドが投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）

本ファンドは、以下の指定投資信託証券を実質的な主要投資対象とします。なお、指定投資信託証券は定期的に見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。また、必ずしも指定投資信託証券の全部に投資するとは限らず、一部の投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。また、資金動向および収益性等を勘案し、上場投資信託証券に投資する場合があります。

＜GS先進国債券ファンド＞

ファンド名	ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・インベストメント・トラスト－コクサイ・フィックスト・インカム・ファンドＡ
ファンド形態	ケイマン籍外国投資信託（円建て）
投資目的	主にグローバル（除く日本）の投資適格債券に分散投資し、あわせて通貨戦略等を活用することにより、継続的にベンチマークであるＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本および中国）を上回るリターンを獲得することをめざします。
主な投資対象	①　主にグローバル（除く日本）の投資適格債券に分散投資します。 ②　通貨戦略および金利戦略を活用します。
運用報酬等	運用報酬：　なし 申込手数料：　なし 解約手数料：　なし 信託財産留保額：　なし その他の費用：　受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

＜GSモーゲージ証券ファンド＞

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V. －ゴールドマン・サックス・ＵＳ・モーゲージ・バック・セキュリティーズ・ポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	主に米国のモーゲージ証券およびアセット・バック証券に投資することにより、収入（インカム）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなる高水準のトータル・リターンを獲得することを目的とします。
主な投資対象	①　主に、米国のモーゲージ証券およびアセット・バック証券に投資します。 ②　金融デリバティブ商品（金利スワップ、通貨スワップ、NDF等）などにも投資できます。
運用報酬等	運用報酬：　なし 申込手数料：　なし 解約手数料：　なし 信託財産留保額：　なし その他の費用：　管理報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ビー・ブイ
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

＜GS投資適格社債ファンド＞

ファンド名	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト －グローバル・コーポレート・ファンド1
ファンド形態	ケイマン籍外国投資信託（米ドル建て）
投資目的	主にグローバルの投資適格社債に投資することにより、収入（インカム）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなる高水準のトータル・リターンを獲得することを目的とします。
主な投資対象	①　主に、グローバルの投資適格社債に投資します。 ②　固定利付債、変動利付債などの債券にも投資を行うことができます。
運用報酬等	運用報酬：　なし 申込手数料：　なし 解約手数料：　なし 信託財産留保額：　なし その他の費用：　受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

＜GS新興国債券ファンド＞

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V. －ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	主にエマージング諸国の国債および社債に投資することにより、収入（インカム）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなる高水準のトータル・リターンを獲得することを目的とします。ただし、運用にあたっては、運用者が定めるＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）基準に基づく環境的・社会的な特性を推進することをめざします。
主な投資対象	①　主に、エマージング諸国の国債および社債に投資します。 ②　金融デリバティブ商品（金利スワップ、通貨スワップ、NDF等）などにも投資できます。
運用報酬等	運用報酬：　なし 申込手数料：　なし 解約手数料：　なし 信託財産留保額：　なし その他の費用：　管理報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ビー・ブイ
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V. －ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	主にショート・デュレーションのエマージング諸国の国債および社債に投資することにより、収入（インカム）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなる高水準のトータル・リターンを獲得することを目的とします。ただし、運用にあたっては、運用者が定めるＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）基準に基づく環境的・社会的な特性を推進することをめざします。
主な投資対象	①　主に、エマージング諸国におけるショート・デュレーションの国債および社債に投資します。 ②　金融デリバティブ商品（金利スワップ、通貨スワップ、NDF等）などにも投資できます。
運用報酬等	運用報酬：　なし 申込手数料：　なし 解約手数料：　なし 信託財産留保額：　なし その他の費用：　管理報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ビー・ブイ
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド

＜GSハイ・イールド社債ファンド＞

ファンド名	ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー －グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	米国を中心とした高利回り社債に投資することにより、収入（インカム）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなる高水準のトータル・リターンを獲得することを目的とします。
主な投資対象	① 主に、欧米の企業により発行された投資適格格付未満に格付された高利回りの債券に投資します。 ② 固定利付債、変動利付債などの債券にも投資を行うことができます。
運用報酬等	運用報酬：　なし 申込手数料：　なし 解約手数料：　なし 信託財産留保額：なし その他の費用：　管理報酬、管理事務代行報酬および保管報酬（年率0.15%を上限、年額3万米ドルを下限とします。）、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V. －ゴールドマン・サックス・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ボンド・ポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	主にヨーロッパの企業が発行する投資適格格付未満に格付けされた債券に投資することにより、収入（インカム）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなる高水準のトータル・リターンを獲得することを目的とします。ただし、運用にあたっては、運用者が定めるＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）基準に基づく環境的・社会的な特性を推進することをめざします。
主な投資対象	①　主にヨーロッパの企業またはヨーロッパから主な収益が期待される企業により発行された投資適格格付未満に格付けされた債券基準を満たさない発行体を除くことを目指します。）に投資します。 ②　金融デリバティブ商品（金利スワップ、通貨スワップ、NDF等）などにも投資できます。
運用報酬等	運用報酬：　なし 申込手数料：　なし 解約手数料：　なし 信託財産留保額：　なし その他の費用：　管理報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ビー・ブイ
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド

ファンド名	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト ―アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト
ファンド形態	ケイマン籍外国投資信託（米ドル建て）
投資目的	主に日本を除くアジアの企業またはアジア各国の成長により収益が期待される企業により発行された米ドル建ての投資適格格付未満に格付けされた債券に投資することにより、収入（インカム）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなる長期的なトータル・リターンを獲得することを目的とします。
主な投資対象	①　主に日本を除くアジアの企業またはアジア各国の成長により収益が期待される企業により発行された米ドル建ての投資適格格付未満に格付けされた債券に投資します。 ②　米ドル建て以外の資産については、原則として対米ドルで為替ヘッジを行うものとします。
運用報酬等	運　用　報　酬：なし 申 込 手 数 料：なし 解 約 手 数 料：なし 信託財産留保額：なし その他の諸費用：受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V. －ゴールドマン・サックス・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	主にアジアの企業またはアジア各国の成長により収益が期待される企業により発行された投資適格格付未満に格付けされた債券に投資することにより、収入（インカム）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなる長期的なトータル・リターンを獲得することを目的とします。ただし、運用にあたっては、運用者が定めるＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）基準に基づく環境的・社会的な特性を推進することをめざします。
主な投資対象	①　主に日本を除くアジアの企業またはアジア各国の成長により収益が期待される企業により発行された米ドル建ての投資適格格付未満に格付けされた債券に投資します。 ②　金融デリバティブ商品（金利スワップ、通貨スワップ、NDF等）などにも投資できます。
運用報酬等	運用報酬：　なし 申込手数料：　なし 解約手数料：　なし 信託財産留保額：　なし その他の費用：　管理報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ビー・ブイ
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド

上記指定投資信託証券の副投資顧問会社は、今後、追加・変更される場合があります。

上記指定投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われる場合があります。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

（３）【運用体制】

ａ．組織

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。また、運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。

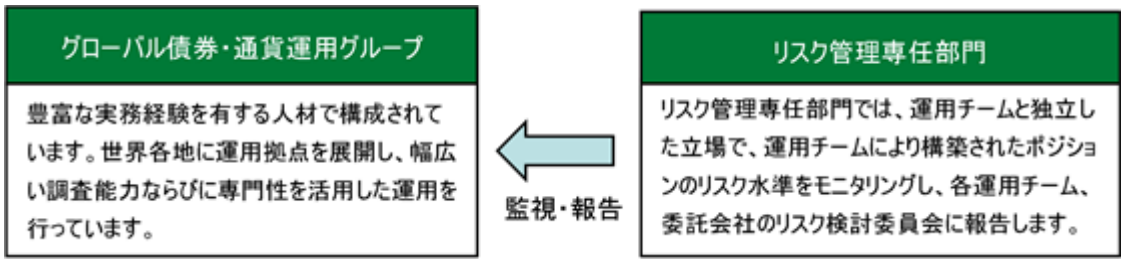

(注1) 本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は将来変更されることがあります。

ｂ．運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)。

ｃ．内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

（４）【分配方針】

＜毎月決算コース＞

2016年9月26日以降、毎月決算を行い、毎計算期末（毎月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下①～③の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

＜年2回決算コース＞

2016年11月25日以降、年2回決算を行い、毎計算期間（毎年5月25日および11月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下①～③の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては、分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。

③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

※ 一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

※ 自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後、各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

※ 自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

＜収益分配金に関わる留意点＞

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

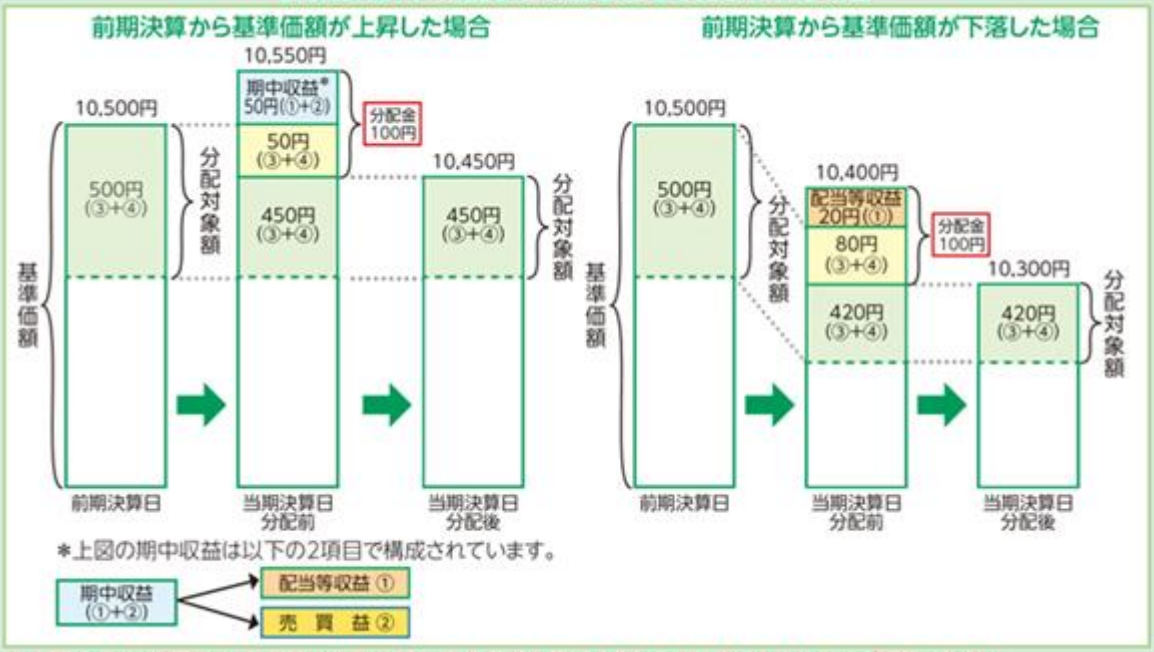

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご留意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりが、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、後記「第1 ファンドの状況　4　手数料等及び税金　(5)課税上の取扱い」をご覧ください。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

１．投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

２．株式(投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。

３．外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

４．投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。

５．有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

６．デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

７．組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

８．一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

※「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、取得時において本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

１．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第22条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

２．外国為替予約の運用指図（信託約款第23条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

３．資金の借入れ（信託約款第29条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが５営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第8号）。

３【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意ください。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンド（文脈により、マザーファンドが組入れる投資信託証券を含む場合、あるいはこれらのみを指す場合があります。）は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものがあげられます。

１．債券への投資リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等（これを債務不履行といいます。）の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど大きくなる傾向があり、債券価格が下落する要因となります。債券の格付けは、トリプルB格以上が投資適格格付け、ダブルB格以下が投機的格付けとされています。投資適格格付けと投機的格付けにおいては、債務不履行率に大きな格差が見られます。

債券への投資には、期限前償還リスクが伴います。期限前償還とは予定された満期償還より前に、元本の一部または全部が償還されることをいい、期限前償還により当初予定していた期間利回りが得られないリスクや、償還金をより低い利回りで再投資しなければならないリスクがあります。

２．新興国債券への投資リスク

新興国市場への投資には、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が少ないことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。

３．ハイ・イールド社債への投資リスク

一般にハイ・イールド社債は投資適格債券と比較して、債券発行体の業績や財務内容などの変化（格付けの変更や市場での評判等を含みます。）により、債券価格が大きく変動することがあります。特に信用状況が大きく悪化するような場合では、短期間で債券価格が大きく下落することがあります。また、ハイ・イールド社債は投資適格債券と比較して、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

４．為替変動リスク

本ファンドは、原則として対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります（ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合、この金利差分収益が低下します。）。また、債券運用とは別に、本ファンドが実質的に組入れる投資信託証券では、収益の向上をめざし、アクティブな通貨運用を行います。したがって、為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。

５．本戦略に伴うリスク

本ファンドは、実質的に世界のさまざまな債券に投資し、ポートフォリオの組入資産の平均利回りを維持する上で価格変動リスクが最少となるようにポートフォリオを構築しますが、市場動向等によっては、相対的にリスクの高い資産への配分が大きくなり、基準価額の変動が大きくなることがある等、ファンド全体のリスクが高まり、投資元本を割り込むことがあります。

６．デリバティブに関するリスク

本ファンドが実質的に組入れるファンドでは債券関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的のみならず、投資収益を上げる目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社および投資顧問会社の見通しと異なった場合に本ファンドが損失を被るリスクを伴います。

７．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

８．市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

(b) 基準価額に関わる留意点

ファンド・オブ・ファンズであるマザーファンドの基準価額は、主として組入れる投資信託証券の純資産価格および外貨建投資信託に投資する場合は為替レートの影響を反映します。したがって、マザーファンドの基準価額は必ずしも投資対象市場の動向のみを直接に反映するものではなく、組入れ投資信託証券における運用の結果を反映します。また、マザーファンドの基準価額は、組入れ投資信託証券が採用する組入資産の評価時点の市場価格を間接的に反映するため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは、異なる動きをすることがあります。

(c) 流動性リスクに関わる留意点

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。なお、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(f) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドについて、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、各信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(g) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年６月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30％の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

＜外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について＞

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する（i）2014年６月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の１年に一度または定期的な一定の支払い、（ii）2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および（iii）2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い（またはその一部）は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30％の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

１．受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国人（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること

２．FATCAを遵守していない受益者の情報（まとめて）、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を１年に一度IRSに報告すること

３．特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30％の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を１年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(i) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

（注１）リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

(3) 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

毎月決算コース

本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

期間：2019年6月～2024年5月

本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

期間：2019年6月～2024年5月

年2回決算コース

本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

期間：2019年6月～2024年5月

●年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

期間：2019年6月～2024年5月

●グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

●すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

●上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

●各資産クラスの指数
日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株：MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株：MSCI エマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債：NOMURA-BPI 国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

□東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者(以下総称して「MSCI当事者」といいます)は、MSCIの情報について一切の保証(独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません)を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害(逸失利益を含みます)およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

(a) 2.2%（税抜2%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

(b) スイッチング（乗換え）については、販売会社までお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金（解約）されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご留意ください。詳しくは、下記「(5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(c) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

（3）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.9955%（税抜0.9050%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	役務の内容	配分
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成　等	年率0.484%（税抜0.44%）
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.484%（税抜0.44%）
受託銀行	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行　等	年率0.0275%（税抜0.025%）

委託会社の報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

本書作成日現在、マザーファンドが組入れる指定投資信託証券に運用報酬はかかりませんが、指定投資信託証券の見直し等により、運用報酬がかかる投資信託証券を組入れる場合があります。当該投資信託証券の組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

また、マザーファンドでは、資金動向および収益性等を勘案し、上場投資信託証券（ETF）に投資する場合があります。ETFは市場の需給により価格形成されます。ETFで発生する運用報酬は、本ファンドを通じて間接的にご負担いただきますが、負担額は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

なお、マザーファンドが組入れる指定投資信託証券には、投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途かかります。詳しくは前記「第１ ファンドの状況　２ 投資方針　(2) 投資対象 (e) マザーファンドが投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）」をご覧ください。

（４）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

(a) 株式等の売買委託手数料
(b) 外貨建資産の保管費用
(c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
(d) 信託財産に関する租税
(e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.1%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。また、このほかに、マザーファンドが組入れる投資信託証券においても、各組入れ投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用、株式等の売買手数料等取引に関する費用、信託財産に関する租税等が支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合＊1

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×20.315%＊2
換金時 （解約請求による場合）	所得税および地方税	譲渡益×20.315%＊2
償還時	所得税および地方税	譲渡益×20.315%＊2

＊1　法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

＊2　詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。
元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。
なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。本ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象ではありません。

＜個別元本について＞

① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご覧ください。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

＜換金時および償還時の課税について＞

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

（参考情報）ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
毎月決算コース	1.13%	0.99%	0.14%
年2回決算コース	1.14%	0.99%	0.15%

- 対象期間は2023年11月28日～2024年5月27日です。
- 対象期間中の運用･管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料、および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- その他費用には、投資先ファンド(本ファンドが実質的に組入れている投資信託証券)にかかる費用が含まれています。
- 投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。
- 本ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。
- 詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

＜ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 毎月決算コース＞

（2024年５月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	7,473,130,372	100.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	△834,342	△0.01
合計（純資産総額）	―	7,472,296,030	100.00

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

＜ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 年２回決算コース＞

（2024年５月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	10,011,842,041	100.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	△1,135,528	△0.01
合計（純資産総額）	―	10,010,706,513	100.00

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

＜フォーカス・イールド・ボンド・マザーファンド＞

（2024年５月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	19,134,701	0.11
投資証券	ルクセンブルク	8,600,632,994	49.19
	アイルランド	8,770,795,613	50.16
	小　計	17,371,428,607	99.35
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	94,796,335	0.54
合計（純資産総額）	―	17,485,359,643	100.00

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

＜ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 毎月決算コース＞

（2024年５月31日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	フォーカス・イールド・ボンド・マザーファンド	7,502,389,692	0.9987	7,493,386,820	0.9961	7,473,130,372	100.01

種類別及び業種別投資比率

（2024年５月31日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

＜ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 年２回決算コース＞

（2024年５月31日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	フォーカス・イールド・ボンド・マザーファンド	10,051,041,102	0.9988	10,039,984,916	0.9961	10,011,842,041	100.01

種類別及び業種別投資比率

（2024年５月31日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

＜フォーカス・イールド・ボンド・マザーファンド＞

（2024年５月31日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	アイルランド	投資証券	ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー－グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ　ＩＯシェアクラス	773,108.716	11,242.96	8,692,030,523	11,344.84	8,770,795,613	50.16
2	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V.－ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ポートフォリオ　ＩＯアキュムレーション・シェアクラス	1,417,744.641	3,396.55	4,815,448,783	3,652.04	5,177,662,973	29.61
3	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.－ゴールドマン・サックス・ＵＳ・モーゲージ・バック・セキュリティーズ・ポートフォリオ　ＩＯシェアクラス（Cap MDist）	3,433,729.958	995.37	3,417,847,523	996.86	3,422,970,021	19.58
4	ケイマン	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・インベストメント・トラスト－コクサイ・フィックスト・インカム・ファンドＡＩＯクラス	34,390,189	0.57	19,727,758	0.55	19,134,701	0.11

種類別及び業種別投資比率

（2024年５月31日現在）

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	0.11
投資証券	99.35
合計	99.46

（注）　投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

＜ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 毎月決算コース＞

（2024年５月31日現在）

該当事項はありません。

＜ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 年２回決算コース＞

（2024年５月31日現在）

該当事項はありません。

参考情報

＜フォーカス・イールド・ボンド・マザーファンド＞

（2024年５月31日現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

＜ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 毎月決算コース＞

（2024年５月31日現在）

該当事項はありません。

＜ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 年２回決算コース＞

（2024年５月31日現在）

該当事項はありません。

参考情報

＜フォーカス・イールド・ボンド・マザーファンド＞

（2024年５月31日現在）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

＜ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 毎月決算コース＞

2024年５月31日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	１口当たり純資産額（円）（分配落）	１口当たり純資産額（円）（分配付）
第１特定期間末（2016年11月25日）	9,801	9,821	0.9927	0.9947
第２特定期間末（2017年５月25日）	30,256	30,316	1.0035	1.0055
第３特定期間末（2017年11月27日）	37,752	37,829	0.9920	0.9940
第４特定期間末（2018年５月25日）	33,581	33,651	0.9529	0.9549
第５特定期間末（2018年11月26日）	27,620	27,680	0.9177	0.9197
第６特定期間末（2019年５月27日）	23,283	23,332	0.9422	0.9442
第７特定期間末（2019年11月25日）	20,200	20,243	0.9424	0.9444
第８特定期間末（2020年５月25日）	17,234	17,272	0.9068	0.9088
第９特定期間末（2020年11月25日）	15,539	15,571	0.9615	0.9635
第10特定期間末（2021年５月25日）	13,573	13,602	0.9528	0.9548
第11特定期間末（2021年11月25日）	11,787	11,812	0.9355	0.9375
第12特定期間末（2022年５月25日）	9,651	9,674	0.8341	0.8361
第13特定期間末（2022年11月25日）	8,763	8,785	0.7754	0.7774
第14特定期間末（2023年５月25日）	8,570	8,593	0.7536	0.7556
第15特定期間末（2023年11月27日）	7,986	8,007	0.7425	0.7445
第16特定期間末（2024年５月27日）	7,495	7,515	0.7489	0.7509
2023年５月末日	8,554	－	0.7532	－
６月末日	8,583	－	0.7595	－
７月末日	8,492	－	0.7630	－
８月末日	8,369	－	0.7559	－
９月末日	8,061	－	0.7323	－
10月末日	7,838	－	0.7207	－
11月末日	8,061	－	0.7499	－
12月末日	8,221	－	0.7733	－
2024年１月末日	8,034	－	0.7632	－
２月末日	7,786	－	0.7563	－
３月末日	7,757	－	0.7618	－
４月末日	7,529	－	0.7453	－
５月末日	7,472	－	0.7468	－

（注） 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

＜ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 年２回決算コース＞

2024年５月31日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	１口当たり純資産額（円）（分配落）	１口当たり純資産額（円）（分配付）
第１計算期間末（2016年11月25日）	7,007	7,007	0.9986	0.9986
第２計算期間末（2017年５月25日）	20,569	20,569	1.0216	1.0216
第３計算期間末（2017年11月27日）	39,690	39,690	1.0222	1.0222
第４計算期間末（2018年５月25日）	38,539	38,539	0.9941	0.9941
第５計算期間末（2018年11月26日）	32,034	32,034	0.9696	0.9696
第６計算期間末（2019年５月27日）	29,282	29,282	1.0084	1.0084
第７計算期間末（2019年11月25日）	27,008	27,008	1.0213	1.0213
第８計算期間末（2020年５月25日）	23,385	23,385	0.9956	0.9956
第９計算期間末（2020年11月25日）	20,950	20,950	1.0693	1.0693
第10計算期間末（2021年５月25日）	18,025	18,025	1.0730	1.0730
第11計算期間末（2021年11月25日）	15,577	15,577	1.0669	1.0669
第12計算期間末（2022年５月25日）	13,097	13,097	0.9640	0.9640
第13計算期間末（2022年11月25日）	11,801	11,801	0.9098	0.9098
第14計算期間末（2023年５月25日）	11,132	11,132	0.8980	0.8980
第15計算期間末（2023年11月27日）	10,601	10,601	0.8991	0.8991
第16計算期間末（2024年５月27日）	10,073	10,073	0.9213	0.9213
2023年５月末日	11,116	－	0.8976	－
６月末日	11,210	－	0.9074	－
７月末日	11,206	－	0.9139	－
８月末日	11,052	－	0.9079	－
９月末日	10,620	－	0.8818	－
10月末日	10,350	－	0.8702	－
11月末日	10,695	－	0.9080	－
12月末日	10,948	－	0.9388	－
2024年１月末日	10,773	－	0.9290	－
２月末日	10,430	－	0.9229	－
３月末日	10,420	－	0.9321	－
４月末日	10,115	－	0.9143	－
５月末日	10,010	－	0.9186	－

（注） 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

＜ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 毎月決算コース＞

期	期間	１口当たりの分配金（円）
第１特定期間	2016年６月14日～2016年11月25日	0.0060
第２特定期間	2016年11月26日～2017年５月25日	0.0120
第３特定期間	2017年５月26日～2017年11月27日	0.0120
第４特定期間	2017年11月28日～2018年５月25日	0.0120
第５特定期間	2018年５月26日～2018年11月26日	0.0120
第６特定期間	2018年11月27日～2019年５月27日	0.0120
第７特定期間	2019年５月28日～2019年11月25日	0.0120
第８特定期間	2019年11月26日～2020年５月25日	0.0120
第９特定期間	2020年５月26日～2020年11月25日	0.0120
第10特定期間	2020年11月26日～2021年５月25日	0.0120
第11特定期間	2021年５月26日～2021年11月25日	0.0120
第12特定期間	2021年11月26日～2022年５月25日	0.0120
第13特定期間	2022年５月26日～2022年11月25日	0.0120
第14特定期間	2022年11月26日～2023年５月25日	0.0120
第15特定期間	2023年５月26日～2023年11月27日	0.0120
第16特定期間	2023年11月28日～2024年５月27日	0.0120

＜ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 年２回決算コース＞

期	期間	１口当たりの分配金（円）
第１計算期間	2016年６月14日～2016年11月25日	0.0000
第２計算期間	2016年11月26日～2017年５月25日	0.0000
第３計算期間	2017年５月26日～2017年11月27日	0.0000
第４計算期間	2017年11月28日～2018年５月25日	0.0000
第５計算期間	2018年５月26日～2018年11月26日	0.0000
第６計算期間	2018年11月27日～2019年５月27日	0.0000
第７計算期間	2019年５月28日～2019年11月25日	0.0000
第８計算期間	2019年11月26日～2020年５月25日	0.0000
第９計算期間	2020年５月26日～2020年11月25日	0.0000
第10計算期間	2020年11月26日～2021年５月25日	0.0000
第11計算期間	2021年５月26日～2021年11月25日	0.0000
第12計算期間	2021年11月26日～2022年５月25日	0.0000
第13計算期間	2022年５月26日～2022年11月25日	0.0000
第14計算期間	2022年11月26日～2023年５月25日	0.0000
第15計算期間	2023年５月26日～2023年11月27日	0.0000
第16計算期間	2023年11月28日～2024年５月27日	0.0000

③【収益率の推移】

＜ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 毎月決算コース＞

期	期間	収益率（％）
第１特定期間	2016年６月14日～2016年11月25日	△0.1
第２特定期間	2016年11月26日～2017年５月25日	2.3
第３特定期間	2017年５月26日～2017年11月27日	0.0
第４特定期間	2017年11月28日～2018年５月25日	△2.7
第５特定期間	2018年５月26日～2018年11月26日	△2.4
第６特定期間	2018年11月27日～2019年５月27日	4.0
第７特定期間	2019年５月28日～2019年11月25日	1.3
第８特定期間	2019年11月26日～2020年５月25日	△2.5
第９特定期間	2020年５月26日～2020年11月25日	7.4
第10特定期間	2020年11月26日～2021年５月25日	0.3
第11特定期間	2021年５月26日～2021年11月25日	△0.6
第12特定期間	2021年11月26日～2022年５月25日	△9.6
第13特定期間	2022年５月26日～2022年11月25日	△5.6
第14特定期間	2022年11月26日～2023年５月25日	△1.3
第15特定期間	2023年５月26日～2023年11月27日	0.1
第16特定期間	2023年11月28日～2024年５月27日	2.5

＜ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 年２回決算コース＞

期	期間	収益率（％）
第１計算期間	2016年６月14日～2016年11月25日	△0.1
第２計算期間	2016年11月26日～2017年５月25日	2.3
第３計算期間	2017年５月26日～2017年11月27日	0.1
第４計算期間	2017年11月28日～2018年５月25日	△2.7
第５計算期間	2018年５月26日～2018年11月26日	△2.5
第６計算期間	2018年11月27日～2019年５月27日	4.0
第７計算期間	2019年５月28日～2019年11月25日	1.3
第８計算期間	2019年11月26日～2020年５月25日	△2.5
第９計算期間	2020年５月26日～2020年11月25日	7.4
第10計算期間	2020年11月26日～2021年５月25日	0.3
第11計算期間	2021年５月26日～2021年11月25日	△0.6
第12計算期間	2021年11月26日～2022年５月25日	△9.6
第13計算期間	2022年５月26日～2022年11月25日	△5.6
第14計算期間	2022年11月26日～2023年５月25日	△1.3
第15計算期間	2023年５月26日～2023年11月27日	0.1
第16計算期間	2023年11月28日～2024年５月27日	2.5

（４）【設定及び解約の実績】

＜ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 毎月決算コース＞

下記特定期間中の設定及び解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第１特定期間	2016年６月14日～2016年11月25日	9,886,627,646	12,728,784	9,873,898,862
第２特定期間	2016年11月26日～2017年５月25日	21,876,156,727	1,598,603,133	30,151,452,456
第３特定期間	2017年５月26日～2017年11月27日	13,113,280,483	5,209,053,345	38,055,679,594
第４特定期間	2017年11月28日～2018年５月25日	2,117,248,533	4,931,691,212	35,241,236,915
第５特定期間	2018年５月26日～2018年11月26日	604,180,634	5,748,084,558	30,097,332,991
第６特定期間	2018年11月27日～2019年５月27日	245,913,839	5,631,596,454	24,711,650,376
第７特定期間	2019年５月28日～2019年11月25日	249,435,503	3,525,441,450	21,435,644,429
第８特定期間	2019年11月26日～2020年５月25日	103,046,689	2,532,217,527	19,006,473,591
第９特定期間	2020年５月26日～2020年11月25日	275,807,059	3,120,746,138	16,161,534,512
第10特定期間	2020年11月26日～2021年５月25日	342,808,376	2,257,534,212	14,246,808,676
第11特定期間	2021年５月26日～2021年11月25日	292,303,137	1,939,099,147	12,600,012,666
第12特定期間	2021年11月26日～2022年５月25日	71,192,521	1,099,417,603	11,571,787,584
第13特定期間	2022年５月26日～2022年11月25日	333,294,639	603,514,555	11,301,567,668
第14特定期間	2022年11月26日～2023年５月25日	721,439,248	650,601,356	11,372,405,560
第15特定期間	2023年５月26日～2023年11月27日	76,653,349	693,850,217	10,755,208,692
第16特定期間	2023年11月28日～2024年５月27日	52,098,716	799,400,829	10,007,906,579

（注） 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

＜ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 年２回決算コース＞

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第１計算期間	2016年６月14日～2016年11月25日	7,183,344,477	165,971,939	7,017,372,538
第２計算期間	2016年11月26日～2017年５月25日	13,586,295,625	470,420,382	20,133,247,781
第３計算期間	2017年５月26日～2017年11月27日	22,137,916,258	3,444,610,855	38,826,553,184
第４計算期間	2017年11月28日～2018年５月25日	4,911,618,790	4,967,881,248	38,770,290,726
第５計算期間	2018年５月26日～2018年11月26日	495,645,908	6,225,607,100	33,040,329,534
第６計算期間	2018年11月27日～2019年５月27日	145,067,113	4,145,610,199	29,039,786,448
第７計算期間	2019年５月28日～2019年11月25日	272,275,292	2,867,372,640	26,444,689,100
第８計算期間	2019年11月26日～2020年５月25日	144,589,334	3,101,770,572	23,487,507,862
第９計算期間	2020年５月26日～2020年11月25日	353,742,630	4,248,825,242	19,592,425,250
第10計算期間	2020年11月26日～2021年５月25日	436,614,958	3,230,082,621	16,798,957,587
第11計算期間	2021年５月26日～2021年11月25日	104,558,366	2,302,366,919	14,601,149,034
第12計算期間	2021年11月26日～2022年５月25日	50,346,773	1,064,441,353	13,587,054,454
第13計算期間	2022年５月26日～2022年11月25日	48,190,522	662,750,957	12,972,494,019
第14計算期間	2022年11月26日～2023年５月25日	46,314,341	622,570,852	12,396,237,508
第15計算期間	2023年５月26日～2023年11月27日	135,049,560	740,970,127	11,790,316,941
第16計算期間	2023年11月28日～2024年５月27日	85,954,270	942,532,550	10,933,738,661

（注） 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考）運用実績

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2024年5月31日現在

毎月決算コース

基準価額・純資産の推移

2016年6月14日(設定日)～2024年5月31日

基準価額・純資産総額

基準価額	7,468円
純資産総額	74.7億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	0.47%
3ヵ月	−0.47%
6ヵ月	1.18%
1年	2.36%
3年	−14.52%
5年	−8.83%
設定来	−8.09%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	23/6/26	23/7/25	23/8/25	23/9/25	23/10/25	23/11/27	23/12/25	24/1/25	24/2/26	24/3/25	24/4/25	24/5/27	直近1年累計	設定来累計
分配金	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	240円	1,860円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

投資対象ファンドの配分比率

	ファンド名	配分比率
GS先進国債券ファンド	コクサイ・フィックスト・インカム・ファンドA	0.11%
GSモーゲージ証券ファンド	ゴールドマン・サックス・US・モーゲージ・パック・セキュリティーズ・ポートフォリオ	19.58%
GS投資適格社債ファンド	グローバル・コーポレート・ファンド1	0.00%
GS新興国債券ファンド	ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ポートフォリオ	29.61%
	ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	0.00%
GSハイ・イールド社債ファンド	グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオII	50.17%
	ゴールドマン・サックス・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ボンド・ポートフォリオ	0.00%
	アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト	0.00%
	ゴールドマン・サックス・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ポートフォリオ	0.00%

ポートフォリオ情報*1

平均利回り*2	1.7%
デュレーション	4.7年
平均格付け*3	BBB-

*1 マザーファンドに基づくデータです。
*2 平均利回りは、各投資対象ファンドの為替ヘッジを考慮した利回りを配分比率で加重平均して計算しています。
*3 平均格付けとは、基準日時点で保有している債券に係る信用格付けを加重平均したものです。各銘柄の信用格付けは、ムーディーズ、S&P、フィッチの3社(GS先進国債券ファンドおよびGS投資適格社債ファンドの保有銘柄は、ムーディーズ、S&Pの2社)から付与されている格付けのうち最も高い格付けを使用しています。

年間収益率の推移

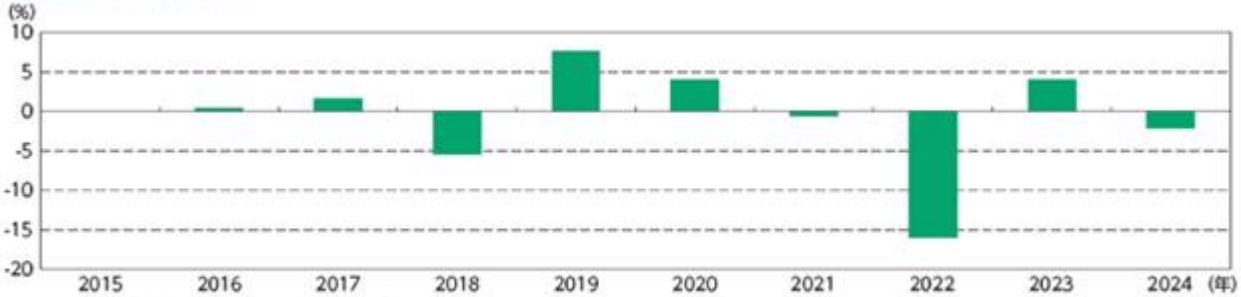

●本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
●本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載しておりません。
●2016年は設定日(6月14日)から年末まで、2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2024年5月31日現在

年2回決算コース

基準価額・純資産の推移

2016年6月14日(設定日)～2024年5月31日

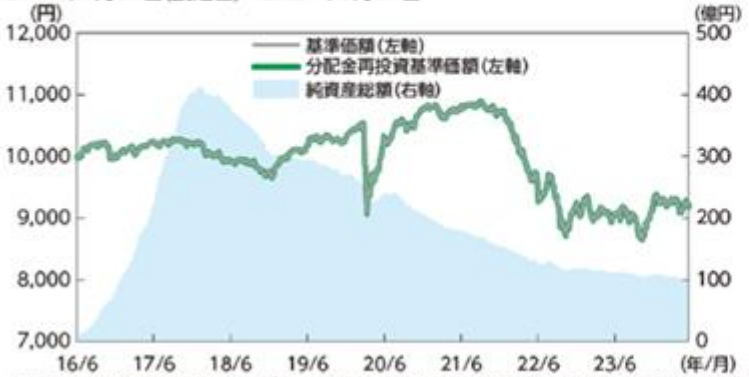

基準価額・純資産総額

基準価額	9,186円
純資産総額	100.1億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	0.47%
3ヵ月	−0.47%
6ヵ月	1.17%
1年	2.34%
3年	−14.58%
5年	−8.88%
設定来	−8.14%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	22/5/25	22/11/25	23/5/25	23/11/27	24/5/27	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

投資対象ファンドの配分比率

	ファンド名	配分比率
GS先進国債券ファンド	コクサイ・フィックスト・インカム・ファンドA	0.11%
GSモーゲージ証券ファンド	ゴールドマン・サックス・US・モーゲージ・パック・セキュリティーズ・ポートフォリオ	19.58%
GS投資適格社債ファンド	グローバル・コーポレート・ファンド1	0.00%
GS新興国債券ファンド	ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ポートフォリオ	29.61%
	ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	0.00%
GSハイ・イールド社債ファンド	グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオII	50.17%
	ゴールドマン・サックス・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ボンド・ポートフォリオ	0.00%
	アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト	0.00%
	ゴールドマン・サックス・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ポートフォリオ	0.00%

ポートフォリオ情報*1

平均利回り*2	1.7%
デュレーション	4.7年
平均格付け*3	BBB-

*1 マザーファンドに基づくデータです。
*2 平均利回りは、各投資対象ファンドの為替ヘッジを考慮した利回りを配分比率で加重平均して計算しています。
*3 平均格付けとは、基準日時点で保有している債券に係る信用格付けを加重平均したものです。各銘柄の信用格付けは、ムーディーズ、S&P、フィッチの3社(GS先進国債券ファンドおよびGS投資適格社債ファンドの保有銘柄は、ムーディーズ、S&Pの2社)から付与されている格付けのうち最も高い格付けを使用しています。

年間収益率の推移

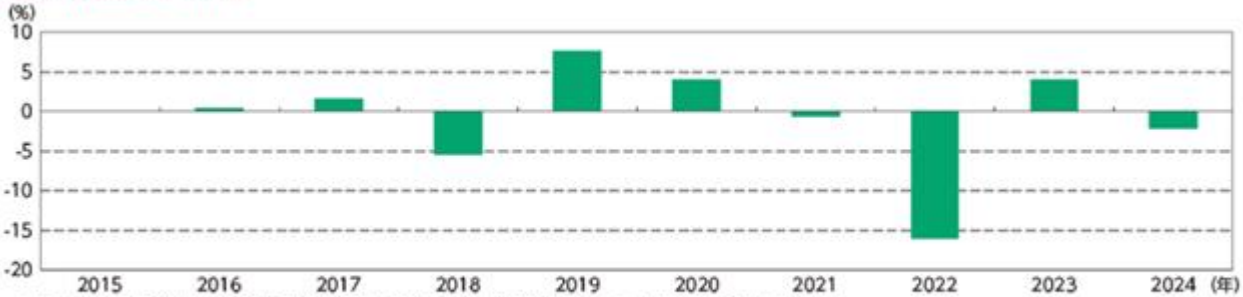

●本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
●本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載しておりません。
●2016年は設定日(6月14日)から年末まで、2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。

お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日＊１受付けます。毎営業日の原則として午後３時＊２までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

＊１　英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日（以下「ファンド休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受付けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受付けるものとします。

＊２　2024年11月5日以降、原則として、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（4587）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「ターボ毎月」「ターボ年２」）。

(4) お買付単位は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、上記(3)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) スイッチング（乗換え）については、販売会社にお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金（解約）されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご留意ください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

２【換金（解約）手続等】

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日＊1受付けます。毎営業日の原則として午後３時＊2までに、ご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

＊1　「ファンド休業日」を除きます。

＊2　2024年11月5日以降、原則として、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

(2) ご換金の単位は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) ご換金の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。

詳しくは、「第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　(5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（4587）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「ターボ毎月」「ターボ年２」）。

(5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として６営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、各ファンドについて１顧客１日当たり３億円以上の大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

本ファンド１万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の１万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（4587）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「ターボ毎月」「ターボ年２」）。年２回（5月および11月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2016年6月14日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他　ａ．信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

＜毎月決算コース＞

本ファンドの計算期間は、毎月26日から翌月25日までとすることを原則とします。なお、第１計算期間は信託契約締結日から2016年9月26日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

＜年２回決算コース＞

本ファンドの計算期間は、毎年5月26日から11月25日までおよび11月26日から翌年5月25日までとすることを原則とします。なお、第１計算期間は信託契約締結日から2016年11月25日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

（５）【その他】

ａ．信託の終了

① 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドについて、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、当該ファンドについて、受託銀行と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。

② 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託会社は、①および②の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ ③の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本④において同じ。）は受益権の口数に

応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ ③の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥ ③から⑤までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、③から⑤までに規定する信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

⑦ 監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記ｂ．に記載する受益者の書面決議による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記ｂ．に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を申立てることができます。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託銀行を解任することはできないものとします。

ｂ．約款変更等

① 委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することまたは本ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができ、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本ｂ．「約款変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託会社は、①の事項（①の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ ②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ ②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ ①から⑥までの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

ｃ．反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記ａ．に規定する信託契約の解約または上記ｂ．に規定する重大な約款変更等を行う場合において、法令に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

d．関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。

e．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f．信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

(a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

(b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

(c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

(d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

(a) 信託財産の保存に係る業務

(b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

(c) 委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

(d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g．混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本ｇ．において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

h．信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i．一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

ｊ．再投資の指図

委託会社は、上記の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

ｋ．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託銀行に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

・他の受益者の氏名または名称および住所
・他の受益者が有する受益権の内容

l．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して５営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として信託終了日から起算して５営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第２ 管理及び運営　２ 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として６営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第２ 管理及び運営　２ 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第３【ファンドの経理状況】

(1) ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 毎月決算コース及びＧＳフォーカス・イールド・ボンド 年２回決算コースの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
(2) 毎月決算コースの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。
(3) 年２回決算コースの計算期間は６ヵ月であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。
(4) 毎月決算コースは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（2023年11月28日から2024年５月27日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。
(5) 年２回決算コースは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第16期計算期間（2023年11月28日から2024年５月27日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 毎月決算コース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 （2023年11月27日現在）	当期 （2024年５月27日現在）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	8,014,949,418	7,522,180,213
未収入金	4,300,301	8,518,421
流動資産合計	8,019,249,719	7,530,698,634
資産合計	8,019,249,719	7,530,698,634
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	21,510,417	20,015,813
未払解約金	4,300,301	8,518,421
未払受託者報酬	196,883	181,779
未払委託者報酬	6,930,310	6,398,608
その他未払費用	86,617	162,442
流動負債合計	33,024,528	35,277,063
負債合計	33,024,528	35,277,063
純資産の部		
元本等		
元本	10,755,208,692	10,007,906,579
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,768,983,501	△2,512,485,008
（分配準備積立金）	1,450,968,052	1,428,551,924
元本等合計	7,986,225,191	7,495,421,571
純資産合計	7,986,225,191	7,495,421,571
負債純資産合計	8,019,249,719	7,530,698,634

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2023年５月26日 至　2023年11月27日	当期 自　2023年11月28日 至　2024年５月27日
営業収益		
有価証券売買等損益	51,590,275	238,963,113
営業収益合計	51,590,275	238,963,113
営業費用		
受託者報酬	1,159,189	1,075,600
委託者報酬	40,803,511	37,861,006
その他費用	626,003	661,571
営業費用合計	42,588,703	39,598,177
営業利益又は営業損失（△）	9,001,572	199,364,936
経常利益又は経常損失（△）	9,001,572	199,364,936
当期純利益又は当期純損失（△）	9,001,572	199,364,936
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	437,903	1,248,117
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,802,130,928	△2,768,983,501
剰余金増加額又は欠損金減少額	176,130,646	194,706,975
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	176,130,646	194,706,975
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,187,724	12,696,868
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,187,724	12,696,868
分配金	132,359,164	123,628,433
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,768,983,501	△2,512,485,008

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	前期 自　2023年５月26日 至　2023年11月27日	当期 自　2023年11月28日 至　2024年５月27日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間の取扱い 2023年11月25日及びその翌日が休業日のため、当特定期間末日は2023年11月27日としております。	特定期間の取扱い 2023年11月25日及びその翌日が休業日のため、当特定期間期首は2023年11月28日としております。また、2024年５月25日及びその翌日が休業日のため、当特定期間末日は2024年５月27日としております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	前期 （2023年11月27日現在）	当期 （2024年５月27日現在）
１．元本の推移		
期首元本額	11,372,405,560円	10,755,208,692円
期中追加設定元本額	76,653,349円	52,098,716円
期中一部解約元本額	693,850,217円	799,400,829円
２．受益権の総数	10,755,208,692口	10,007,906,579口
３．元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,768,983,501円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,512,485,008円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 自　2023年５月26日 至　2023年11月27日	当期 自　2023年11月28日 至　2024年５月27日
分配金の計算過程		
	2023年５月26日から 2023年６月26日までの計算期間	2023年11月28日から 2023年12月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	39,177,002円	37,684,760円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	544,814,097円	521,376,811円
分配準備積立金額	1,438,697,852円	1,434,965,094円
本ファンドの分配対象収益額	2,022,688,951円	1,994,026,665円
本ファンドの期末残存口数	11,303,408,712口	10,645,643,629口
10,000口当たり収益分配対象額	1,789円	1,873円
10,000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	22,606,817円	21,291,287円
	2023年６月27日から 2023年７月25日までの計算期間	2023年12月26日から 2024年１月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	40,176,529円	30,865,658円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	538,919,403円	517,921,644円
分配準備積立金額	1,432,311,993円	1,437,185,209円
本ファンドの分配対象収益額	2,011,407,925円	1,985,972,511円
本ファンドの期末残存口数	11,139,867,778口	10,550,342,140口
10,000口当たり収益分配対象額	1,805円	1,882円
10,000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	22,279,735円	21,100,684円
	2023年７月26日から 2023年８月25日までの計算期間	2024年１月26日から 2024年２月26日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	34,068,295円	34,927,885円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	536,906,771円	507,366,477円
分配準備積立金額	1,440,465,680円	1,412,221,465円
本ファンドの分配対象収益額	2,011,440,746円	1,954,515,827円
本ファンドの期末残存口数	11,073,716,664口	10,307,003,793口
10,000口当たり収益分配対象額	1,816円	1,896円
10,000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	22,147,433円	20,614,007円

区分	前期 自　2023年５月26日 至　2023年11月27日	当期 自　2023年11月28日 至　2024年５月27日
	2023年８月26日から 2023年９月25日までの計算期間	2024年２月27日から 2024年３月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	36,206,247円	37,101,388円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	534,983,531円	503,369,682円
分配準備積立金額	1,442,889,103円	1,410,739,303円
本ファンドの分配対象収益額	2,014,078,881円	1,951,210,373円
本ファンドの期末残存口数	11,009,947,703口	10,201,304,591口
10,000口当たり収益分配対象額	1,829円	1,912円
10,000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	22,019,895円	20,402,609円
	2023年９月26日から 2023年10月25日までの計算期間	2024年３月26日から 2024年４月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	34,765,690円	33,269,644円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	531,018,555円	499,584,859円
分配準備積立金額	1,440,716,081円	1,412,464,362円
本ファンドの分配対象収益額	2,006,500,326円	1,945,318,865円
本ファンドの期末残存口数	10,897,433,593口	10,102,016,908口
10,000口当たり収益分配対象額	1,841円	1,925円
10,000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	21,794,867円	20,204,033円
	2023年10月26日から 2023年11月27日までの計算期間	2024年４月26日から 2024年５月27日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	39,106,604円	37,413,064円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	525,473,170円	496,057,526円
分配準備積立金額	1,433,371,865円	1,411,154,673円
本ファンドの分配対象収益額	1,997,951,639円	1,944,625,263円
本ファンドの期末残存口数	10,755,208,692口	10,007,906,579口
10,000口当たり収益分配対象額	1,857円	1,943円
10,000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	21,510,417円	20,015,813円

（注）上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自　2023年５月26日 至　2023年11月27日	当期 自　2023年11月28日 至　2024年５月27日
１．金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 自　2023年５月26日 至　2023年11月27日	当期 自　2023年11月28日 至　2024年５月27日
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
２．時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 （2023年11月27日現在）	当期 （2024年５月27日現在）
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	272,666,051	73,798,542
合計	272,666,051	73,798,542

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

区分	前期 （2023年11月27日現在）	当期 （2024年５月27日現在）
１口当たり純資産額	0.7425円	0.7489円

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】
①　有価証券明細表
（ア）株式
該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	フォーカス・イールド・ボンド・マザーファンド	7,530,463,724	7,522,180,213	―
合計		―	7,530,463,724	7,522,180,213	―

②　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 年２回決算コース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第15期 （2023年11月27日現在）	第16期 （2024年５月27日現在）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	10,657,704,461	10,126,794,608
未収入金	12,705,284	10,705,253
流動資産合計	10,670,409,745	10,137,499,861
資産合計	10,670,409,745	10,137,499,861
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,705,284	10,705,253
未払受託者報酬	1,522,804	1,435,294
未払委託者報酬	53,602,774	50,522,287
その他未払費用	1,515,122	1,570,093
流動負債合計	69,345,984	64,232,927
負債合計	69,345,984	64,232,927
純資産の部		
元本等		
元本	11,790,316,941	10,933,738,661
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,189,253,180	△860,471,727
（分配準備積立金）	3,694,156,383	3,657,330,623
元本等合計	10,601,063,761	10,073,266,934
純資産合計	10,601,063,761	10,073,266,934
負債純資産合計	10,670,409,745	10,137,499,861

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期 自　2023年５月26日 至　2023年11月27日	第16期 自　2023年11月28日 至　2024年５月27日
営業収益		
有価証券売買等損益	67,249,967	317,371,039
営業収益合計	67,249,967	317,371,039
営業費用		
受託者報酬	1,522,804	1,435,294
委託者報酬	53,602,774	50,522,287
その他費用	1,515,122	1,570,093
営業費用合計	56,640,700	53,527,674
営業利益又は営業損失（△）	10,609,267	263,843,365
経常利益又は経常損失（△）	10,609,267	263,843,365
当期純利益又は当期純損失（△）	10,609,267	263,843,365
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,657,635	23,532,734
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,264,178,938	△1,189,253,180
剰余金増加額又は欠損金減少額	75,515,328	94,972,576
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	75,515,328	94,972,576
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,856,472	6,501,754
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,856,472	6,501,754
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,189,253,180	△860,471,727

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第15期 自　2023年５月26日 至　2023年11月27日	第16期 自　2023年11月28日 至　2024年５月27日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 2023年11月25日及びその翌日が休業日のため、当計算期間末日は2023年11月27日としております。	計算期間の取扱い 2023年11月25日及びその翌日が休業日のため、当計算期間期首は2023年11月28日としております。また、2024年５月25日及びその翌日が休業日のため、当計算期間末日は2024年５月27日としております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第15期 （2023年11月27日現在）	第16期 （2024年５月27日現在）
１．元本の推移		
期首元本額	12,396,237,508円	11,790,316,941円
期中追加設定元本額	135,049,560円	85,954,270円
期中一部解約元本額	740,970,127円	942,532,550円
２．受益権の総数	11,790,316,941口	10,933,738,661口
３．元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,189,253,180円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は860,471,727円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第15期 自　2023年５月26日 至　2023年11月27日	第16期 自　2023年11月28日 至　2024年５月27日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	267,467,558円	257,337,146円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	517,113,247円	505,730,908円
分配準備積立金額	3,426,688,825円	3,399,993,477円
本ファンドの分配対象収益額	4,211,269,630円	4,163,061,531円
本ファンドの期末残存口数	11,790,316,941口	10,933,738,661口
10,000口当たり収益分配対象額	3,571円	3,807円
10,000口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

（注）　上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	第15期 自　2023年５月26日 至　2023年11月27日	第16期 自　2023年11月28日 至　2024年５月27日
１．金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

II　金融商品の時価等に関する事項

区分	第15期 自　2023年５月26日 至　2023年11月27日	第16期 自　2023年11月28日 至　2024年５月27日
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
２．時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第15期 （2023年11月27日現在）	第16期 （2024年５月27日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	108,782,056	294,000,136
合計	108,782,056	294,000,136

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

区分	第15期 （2023年11月27日現在）	第16期 （2024年５月27日現在）
１口当たり純資産額	0.8991円	0.9213円

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】
①　有価証券明細表
（ア）株式
該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	フォーカス・イールド・ボンド・マザーファンド	10,137,946,349	10,126,794,608	―
合計		―	10,137,946,349	10,126,794,608	―

②　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

参考情報

毎月決算コース及び年２回決算コースは、「フォーカス・イールド・ボンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区分	注記番号	（2023年11月27日現在）	（2024年５月27日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
金銭信託		856,410	1
コール・ローン		337,545,970	356,376,936
投資信託受益証券		19,179,748	19,224,115
投資証券		18,097,617,144	17,378,452,302
派生商品評価勘定		233,920,430	―
未収利息		―	97
流動資産合計		18,689,119,702	17,754,053,451
資産合計		18,689,119,702	17,754,053,451
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		13,020	86,560,890
未払解約金		17,005,585	19,223,674
未払利息		924	―
流動負債合計		17,019,529	105,784,564
負債合計		17,019,529	105,784,564
純資産の部			
元本等			
元本		19,252,143,397	17,668,410,073
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		△580,043,224	△20,141,186
元本等合計		18,672,100,173	17,648,268,887
純資産合計		18,672,100,173	17,648,268,887
負債純資産合計		18,689,119,702	17,754,053,451

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自　2023年５月26日 至　2023年11月27日	自　2023年11月28日 至　2024年５月27日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 　移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	投資信託受益証券、投資証券 　同左
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 　為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 　同左
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 　但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 　同左

（重要な会計上の見積りに関する注記）

　財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	（2023年11月27日現在）	（2024年５月27日現在）
１．元本の推移		
期首元本額	20,536,620,115円	19,252,143,397円
期中追加設定元本額	185,184,056円	119,064,909円
期中一部解約元本額	1,469,660,774円	1,702,798,233円
期末元本額	19,252,143,397円	17,668,410,073円
元本の内訳		
ＧＳフォーカス・イールド・ボンド毎月決算コース	8,263,686,379円	7,530,463,724円
ＧＳフォーカス・イールド・ボンド年２回決算コース	10,988,457,018円	10,137,946,349円
２．受益権の総数	19,252,143,397口	17,668,410,073口
３．元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は580,043,224円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は20,141,186円であります。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	自　2023年５月26日 至　2023年11月27日	自　2023年11月28日 至　2024年５月27日
１．金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は投資信託受益証券、投資証券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

II　金融商品の時価等に関する事項

区分	自　2023年５月26日 至　2023年11月27日	自　2023年11月28日 至　2024年５月27日
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
２．時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（2023年11月27日現在）	（2024年５月27日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△1,841,600	△503,643
投資証券	△141,433,662	486,148,625
合計	△143,275,262	485,644,982

（注）当親投資信託の計算期間は、原則として11月26日から翌年11月25日までとなっており、計算期末が休日の場合はその翌営業日となります。上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	種類	（2023年11月27日現在）				（2024年５月27日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売建								
	米ドル	18,344,610,130	－	18,110,702,720	233,907,410	17,391,827,460	－	17,478,388,350	△86,560,890
合計		18,344,610,130	－	18,110,702,720	233,907,410	17,391,827,460	－	17,478,388,350	△86,560,890

（注） 時価の算定方法

・為替予約取引

１．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

区分	（2023年11月27日現在）	（2024年５月27日現在）
１口当たり純資産額	0.9699円	0.9989円

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（３）附属明細表
① 有価証券明細表
（ア）株式
該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・インベストメント・トラスト－コクサイ・フィックスト・インカム・ファンドＡ　ＩＯクラス	34,390,189	19,224,115	
小計				19,224,115	
米ドル	投資証券	ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー－グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ　ＩＯシェアクラス	773,108.716	56,119,961.69	
		ゴールドマン・サックス・ファンズS.I.C.A.V.－ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ポートフォリオ　ＩＯアキュムレーション・シェアクラス	1,417,744.641	33,090,159.92	
		ゴールドマン・サックス・ファンズS.I.C.A.V.－ゴールドマン・サックス・ＵＳ・モーゲージ・バック・セキュリティーズ・ポートフォリオＩＯシェアクラス(Cap MDist)	3,386,560.147	21,572,388.13	
小計				110,782,509.74	
				(17,378,452,302)	
合計				17,397,676,417	
				(17,378,452,302)	

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
２．合計金額欄の（　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券　３銘柄	100.0%	100.0%

②　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

＜ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 毎月決算コース＞

（2024年５月31日現在）

Ⅰ	資産総額	7,473,870,106円
Ⅱ	負債総額	1,574,076円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,472,296,030円
Ⅳ	発行済口数	10,006,191,375口
Ⅴ	１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.7468円

＜ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 年２回決算コース＞

（2024年５月31日現在）

Ⅰ	資産総額	10,031,926,851円
Ⅱ	負債総額	21,220,338円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	10,010,706,513円
Ⅳ	発行済口数	10,897,613,151口
Ⅴ	１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9186円

参考情報

＜フォーカス・イールド・ボンド・マザーファンド＞

（2024年５月31日現在）

Ⅰ	資産総額	34,992,051,147円
Ⅱ	負債総額	17,506,691,504円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	17,485,359,643円
Ⅳ	発行済口数	17,553,430,794口
Ⅴ	１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9961円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

a　受益権の名義書換

該当事項はありません。

b　受益者に対する特典

該当事項はありません。

c　受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

d　そ の 他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

① 資本金の額：金４億9,000万円

② 発行する株式の総数：8,000株

③ 発行済株式の総数：6,400株

④ 最近５年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。

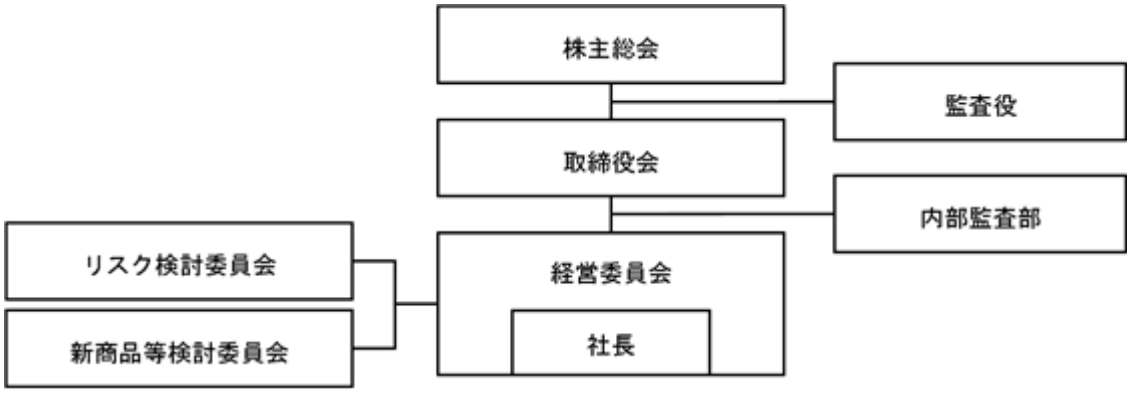

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、および関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定および業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、外部委託投資部、マルチプロダクト・ファンド部、スチュワードシップ責任推進部およびオルタナティブ・マルチ戦略投資室があります。

投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門のリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用部門のポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

2024年5月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	150	6,112,956,052,401
単位型株式投資信託	3	142,059,479,350
合計	153	6,255,015,531,751

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第29期事業年度（2023年１月１日から2023年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第28期 （2022年12月31日現在）		第29期 （2023年12月31日現在）	
資産の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金			4,328,077		4,946,710
短期貸付金			19,619,343		19,628,142
支払委託金			12		12
収益分配金		12		12	
前払費用			405,004		592,834
未収委託者報酬			3,695,796		4,875,665
未収運用受託報酬			2,213,112		1,920,972
未収収益			109,058		201,421
その他流動資産			1,434		50,437
流動資産計			30,371,839		32,216,196
固定資産					
無形固定資産			283,171		8,548,644
ソフトウェア		283,171		228,681	
のれん		－		2,207,711	
顧客関連資産		－		6,112,251	
投資その他の資産			1,968,039		694,340
投資有価証券		－		103,110	
長期差入保証金		37,763		34,153	
繰延税金資産		1,492,540		－	
その他の投資等		437,734		557,076	
固定資産計			2,251,210		9,242,984
資産合計			32,623,050		41,459,181

期別		第28期 （2022年12月31日現在）		第29期 （2023年12月31日現在）	
負債の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			109,298		122,284
未払金			2,893,551		3,967,292
未払収益分配金		92		104	
未払手数料		1,645,125		2,366,121	
その他未払金		1,248,333		1,601,066	
未払費用	＊1		3,014,873		3,146,802
一年内返済予定の関係会社長期借入金			5,000,000		―
未払法人税等			569,429		1,670,820
未払消費税等			192,612		249,285
その他流動負債			204,543		192,529
流動負債計			11,984,309		9,349,014
固定負債					
関係会社長期借入金			―		6,000,000
退職給付引当金			569,904		663,465
長期未払費用	＊1		1,154,342		836,744
繰延税金負債			―		297,752
固定負債計			1,724,247		7,797,962
負債合計			13,708,556		17,146,976
純資産の部					
科目		内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			490,000		490,000
資本剰余金			390,000		390,000
資本準備金		390,000		390,000	
利益剰余金			18,034,494		23,430,046
その他利益剰余金		18,034,494		23,430,046	
繰越利益剰余金		18,034,494		23,430,046	
株主資本合計			18,914,494		24,310,046
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		―		2,157	
評価・換算差額等合計			―		2,157
純資産合計			18,914,494		24,312,204
負債・純資産合計			32,623,050		41,459,181

（２）【損益計算書】

期別				第28期 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）		第29期 （自　2023年１月１日 至　2023年12月31日）	
科目			注記番号	内訳	金額	内訳	金額
経常損益の部	営業損益の部	営業収益		千円	千円	千円	千円
		委託者報酬			34,894,167		35,160,881
		運用受託報酬	＊２		10,103,002		10,926,362
		その他営業収益	＊２		4,788,944		5,615,660
		営業収益計			49,786,114		51,702,904
		営業費用					
		支払手数料			16,464,977		16,708,347
		支払投資顧問料			—		189,260
		広告宣伝費			62,840		89,453
		調査費			14,690,960		12,691,735
		委託調査費	＊２	14,690,960		12,691,735	
		委託計算費			365,661		363,368
		営業雑経費			299,250		274,973
		通信費		27,906		25,372	
		印刷費		214,623		208,720	
		協会費		56,720		40,880	
		営業費用計			31,883,691		30,317,140
		一般管理費					
		給料			6,462,941		7,235,496
		役員報酬		212,048		170,682	
		給料・手当		3,440,410		3,654,509	
		賞与		1,235,240		1,536,034	
		株式従業員報酬	＊１	218,692		312,484	
		その他の報酬		1,356,549		1,561,785	
		交際費			46,002		104,600
		寄付金			38,520		57,491
		旅費交通費			128,734		229,808
		租税公課			148,134		184,668
		退職給付費用			246,591		377,860
		固定資産減価償却費			33,398		275,701
		のれん償却額			—		83,309
		事務委託費			3,373,227		3,353,938
		諸経費			1,024,519		1,168,171
		一般管理費計			11,502,070		13,071,047
	営業利益				6,400,352		8,314,717
	営業外損益の部	営業外収益					
		収益分配金			280		—
		受取利息			159,673		73,920
		投資有価証券売却益			—		—
		雑益			—		10,790
		株式従業員報酬	＊１ ＊２		91,458		—
		営業外収益計			251,411		84,710
		営業外費用					
		支払利息	＊２		67,253		49,213
		株式従業員報酬	＊１ ＊２		—		174,444
		為替差損			83,425		4,710
		投資有価証券売却損			5,383		—
		雑損			—		39
		営業外費用計			156,062		228,408
	経常利益				6,495,701		8,171,018
特別損益の部	特別損失						
		抱合せ株式消滅差損	＊３		—		387,764
		特別損失計			—		387,764
税引前当期純利益					6,495,701		7,783,253
法人税、住民税及び事業税					1,722,571		2,441,436
法人税等調整額					382,974		△53,734
当期純利益					4,390,156		5,395,552

（３）【株主資本等変動計算書】

第28期（自2022年１月１日　至2022年12月31日）　（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
2022年１月１日残高	490,000	390,000	390,000	13,644,338	13,644,338	14,524,338	972	972	14,525,310
事業年度中の変動額									
当期純利益				4,390,156	4,390,156	4,390,156			4,390,156
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							△972	△972	△972
事業年度中の変動額合計	－	－	－	4,390,156	4,390,156	4,390,156	△972	△972	4,389,184
2022年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	18,034,494	18,034,494	18,914,494	－	－	18,914,494

第29期（自2023年１月１日　至2023年12月31日）　（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
2023年１月１日残高	490,000	390,000	390,000	18,034,494	18,034,494	18,914,494	－	－	18,914,494
事業年度中の変動額									
当期純利益				5,395,552	5,395,552	5,395,552			5,395,552
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							2,157	2,157	2,157
事業年度中の変動額合計	－	－	－	5,395,552	5,395,552	5,395,552	2,157	2,157	5,397,710
2023年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	23,430,046	23,430,046	24,310,046	2,157	2,157	24,312,204

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。
２．固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、主な償却年数は次のとおりであります。 ソフトウェア（自社利用）　３年（社内における利用可能期間） のれん　13年９ヶ月 顧客関連資産　13年９ヶ月
３．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度（ＤＣ）とキャッシュ・バランス型の年金制度（ＣＢ）の２本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該ＣＢには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 (3) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５第１項に基づく責任準備金を計上しております。
４．収益および費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年４回、年２回もしくは年１回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

	(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって月次、年４回、年２回もしくは年１回受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。 (3) その他営業収益 関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。
５．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第８号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用	**「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。** **これによる財務諸表に与える影響はありません。**

注記事項

（貸借対照表関係）

第28期 （2022年12月31日現在）	第29期 （2023年12月31日現在）
＊１　関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 流動負債 未払費用　1,683,024千円 固定負債 長期未払費用　1,038,102千円	＊１　関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 流動負債 未払費用　1,327,764千円 固定負債 長期未払費用　657,414千円

（損益計算書関係）

第28期 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）	第29期 （自　2023年１月１日 至　2023年12月31日）
＊１　株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。	＊１　株式従業員報酬 同左
＊２　関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 運用受託報酬　5,516,066千円 その他営業収益　4,515,594千円 営業費用 委託調査費　14,690,960千円 営業外収益 株式従業員報酬　91,458千円 営業外費用 支払利息　67,253千円	＊２　関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 運用受託報酬　6,387,241千円 その他営業収益　5,193,357千円 営業費用 委託調査費　12,651,728千円 営業外費用 支払利息　49,213千円 株式従業員報酬　174,444千円
	＊３　抱合せ株式消滅差損 NNインベストメント・パートナーズ株式会社を吸収合併したことによるものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

第28期（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	－	－	6,400

２．配当に関する事項

該当事項はありません。

第29期（自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	－	－	6,400

２．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第28期 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）	第29期 （自　2023年１月１日 至　2023年12月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

第28期 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）
１．金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針 当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。 (2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制 金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。 信用リスク 当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。 また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。 市場リスク 当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。 流動性および資金調達リスク 当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第28期
（自　2022年１月１日
至　2022年12月31日）

２．金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金 一年内返済予定の関係会社長期借入金	5,000,000	5,000,000	－
負債計	5,000,000	5,000,000	－

（注１）現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
（注２）長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
一年内返済予定の関係会社長期借入金	5,000,000	－	－	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
関係会社長期借入金 一年内返済予定の関係会社長期借入金	－	5,000,000	－	5,000,000
負債計	－	5,000,000	－	5,000,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
関係会社長期借入金
関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル２の時価に分類しております。

（金融商品関係）

第29期 （自　2023年１月１日 至　2023年12月31日）
１．金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針 当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。 (2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制 金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。 信用リスク 当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。 また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。 市場リスク 当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。 流動性および資金調達リスク 当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第29期
（自　2023年１月１日
至　2023年12月31日）

２．金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他投資有価証券	103,110	103,110	－
資産計	103,110	103,110	－
関係会社長期借入金 関係会社長期借入金	6,000,000	6,000,000	－
負債計	6,000,000	6,000,000	－

（注１）現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
（注２）長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
関係会社長期借入金	－	4,000,000	2,000,000	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他投資有価証券	－	103,110	－	103,110
資産計	－	103,110	－	103,110

第29期
（自　2023年１月１日
至　2023年12月31日）

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
関係会社長期借入金				
関係会社長期借入金	－	6,000,000	－	6,000,000
負債計	－	6,000,000	－	6,000,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。これに伴い、レベル２の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

<table>
<tr><th>第28期
（自　2022年１月１日
至　2022年12月31日）</th><th>第29期
（自　2023年１月１日
至　2023年12月31日）</th></tr>
<tr><td>１．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

<table><tr><th>売却額
（千円）</th><th>売却益の合計額
（千円）</th><th>売却損の合計額
（千円）</th></tr><tr><td>97,616</td><td>85</td><td>5,468</td></tr></table></td><td>１．その他有価証券で時価のあるもの

<table><tr><th>区分</th><th>種類</th><th>取得原価
（千円）</th><th>貸借対照
表計上額
（千円）</th><th>差額
（千円）</th></tr><tr><td>貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</td><td>投資証券</td><td>100,000</td><td>103,110</td><td>3,110</td></tr></table>
２．当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。</td></tr>
</table>

（デリバティブ取引関係）

第28期 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）	第29期 （自　2023年１月１日 至　2023年12月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第28期 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）	第29期 （自　2023年１月１日 至　2023年12月31日）
１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（ＤＣ）及びキャッシュ・バランス型年金制度（ＣＢ）を採用しております。	１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（ＤＣ）及びキャッシュ・バランス型年金制度（ＣＢ）を採用しております。
２．キャッシュ・バランス型年金制度 (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	２．キャッシュ・バランス型年金制度 (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
退職給付債務の期首残高　539,048千円 勤務費用　135,012 利息費用　2,371 数理計算上の差異の発生額　36,748 退職給付の支払額　△41,086 退職給付債務の期末残高　672,094	退職給付債務の期首残高　672,094千円 勤務費用　147,590 利息費用　7,275 数理計算上の差異の発生額　28,545 退職給付の支払額　△86,960 退職給付債務の期末残高　768,545
(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
積立型制度の退職給付債務　672,094 未認識数理計算上の差異　△39,575 未認識過去勤務費用　△62,613 貸借対照表に計上された負債の額　569,904	積立型制度の退職給付債務　768,545 未認識数理計算上の差異　△58,119 未認識過去勤務費用　△46,960 貸借対照表に計上された負債の額　663,465
(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額
勤務費用　135,012 利息費用　2,371 数理計算上の差異の費用処理額　4,778 過去勤務費用の費用処理額　15,653 確定給付制度に係る退職給付費用　157,816	勤務費用　147,590 利息費用　7,275 数理計算上の差異の費用処理額　10,002 過去勤務費用の費用処理額　15,653 確定給付制度に係る退職給付費用　180,521
(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項	(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項
割引率　1.09 %	割引率　1.21 %
３．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、68,630千円であります。	３．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円であります。

（税効果会計関係）

第28期 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）	第29期 （自　2023年１月１日 至　2023年12月31日）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
未払費用　412,918千円	未払費用　459,734千円
退職給付引当金　174,504	退職給付引当金　203,153
長期未払費用　302,289	長期未払費用　205,231
無形固定資産　224,786	無形固定資産　225,434
その他　378,040	その他　481,218
小計　1,492,540	小計　1,574,771
繰延税金資産合計　1,492,540	繰延税金資産合計　1,574,771
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金　―	無形固定資産　△1,871,571
小計　―	その他有価証券評価差額金　△952
繰延税金負債合計　―	小計　△1,872,523
繰延税金資産純額　1,492,540	繰延税金負債合計　△1,872,523
	繰延税金負債純額　△297,752
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率　30.62 %	法定実効税率　30.62 %
（調整）	（調整）
賞与等永久に損金に算入されない項目　1.76 %	賞与等永久に損金に算入されない項目　1.22 %
その他　0.03 %	のれん償却額　0.33 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率　32.41 %	その他　△1.50 %
	税効果会計適用後の法人税等の負担率　30.68 %
３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。

（企業結合等関係）

第29期（自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）

共通支配下の取引等

当社は、2023年５月29日開催の当社取締役会において、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の全株式を取得することについて決議し、2023年５月30日付で株式譲渡契約を締結、2023年６月１日に株式を取得いたしました。

また、当社は、2023年３月29日開催の当社取締役会において、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結いたしました。本合併契約に基づき、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社は、2023年７月１日付で合併いたしました。

１．企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：NNインベストメント・パートナーズ株式会社
事業の内容：　　投資運用業、投資助言・代理業等

(2) 企業結合を行った主な理由

2022年４月にザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクがNNグループN.V.よりNNインベストメント・パートナーズを買収し、日本拠点であるNNインベストメント・パートナーズ株式会社を当社に統合することを決定したことによるものであります。

(3) 結合後企業の名称

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

(4) 企業結合日及び企業結合の法的形式

2023年６月１日：株式取得
2023年７月１日：当社を存続会社、NNインベストメント・パートナーズ株式会社を消滅会社とする吸収合併

(5) 取得した議決権比率

100%

(6) 取得した株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金　7,766,200千円
取得原価	7,766,200千円

２．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

３．財務諸表に含まれている結合当事企業の業績の期間

2023年７月１日から2023年12月31日

４．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

2,291,021千円

(2) 発生原因

結合当事企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額並びに抱合せ株式消滅差損と取得原価との差額によります。

(3) 償却方法及び償却期間

13年９ヶ月にわたる均等償却

５．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,752,873千円
固定資産	6,451,708千円
資産合計	8,204,582千円
流動負債	1,128,488千円
固定負債	1,988,679千円
負債合計	3,117,168千円

６．のれん以外の無形資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに種類別の償却期間

顧客関連資産	6,342,420千円	13年９ヶ月
無形資産合計	6,342,420千円	

（収益認識関係）

第28期（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

１．収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項（セグメント情報等）に記載のとおりであります。

２．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針　４．収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

第29期（自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）

１．収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項（セグメント情報等）に記載のとおりであります。

２．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針　４．収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第28期（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

［セグメント情報］

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

［関連情報］

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	34,894,167	10,103,002	4,788,944	49,786,114

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
44,148,078	5,638,035	49,786,114

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第29期（自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）

［セグメント情報］

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

［関連情報］

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	35,160,881	10,926,362	5,615,660	51,702,904

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
45,201,997	6,500,906	51,702,904

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第28期
（自　2022年１月１日
至　2022年12月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	129百万ドル	投資顧問業	被所有間接　75%	投資助言（注１）	その他営業収益	4,515,594		
							運用受託報酬	5,516,066	未払費用	694,963
							委託調査費	14,690,960		
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州	10,712百万ドル	持株会社	被所有間接 100%	資金援助（注２）費用の振替（注３）株式報酬			未払費用	988,061
							営業外収益	91,458		
									一年内返済予定の関係会社長期借入金	5,000,000
							営業外費用	67,253		
									長期未払費用	1,038,102

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。
（注２）借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は２年であり、担保は差し入れておりません。
（注３）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

第28期
（自　2022年１月１日
至　2022年12月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616百万円	金融商品取引業	―	資金の調達（注１）	営業外収益	159,666	短期貸付金 未収収益 未払費用	19,619,343 108,479 159,641
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	英国ロンドン	598百万ドル	証券業	―	費用の振替（注２）資産の保有等	―	―	未払費用	590,016

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。
（注２）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

（関連当事者情報）

第29期
（自　2023年１月１日
至　2023年12月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	151百万ドル	投資顧問業	被所有間接　75%	投資助言（注１）	その他営業収益	5,193,357		
							運用受託報酬	6,387,241	未払費用	416,318
							委託調査費	12,651,728		
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州	11,212百万ドル	持株会社	被所有間接 100%	資金援助（注２）費用の振替（注１）株式報酬	営業外費用	223,658	未払費用	911,446
									長期未払費用	657,414
									関係会社長期借入金	6,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に関係会社間の契約に基づき決定しております。
（注２）借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は２～2.5年であり、担保は差し入れておりません。

役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

第29期
（自　2023年１月１日
至　2023年12月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616百万円	金融商品取引業	―	資金の調達（注１）	営業外収益	73,909	短期貸付金	19,628,142
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	英国ロンドン	598百万ドル	証券業	―	費用の振替（注１）資産の保有等	―	―	未払費用	784,471
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングスB.V.	オランダハーグ	36千ユーロ	持株会社	―	株式取得	株式取得	7,766,200	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）価格その他の取引条件は、市場実勢を参考にグループ会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

（１株当たり情報）

第28期 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）		第29期 （自　2023年１月１日 至　2023年12月31日）	
１株当たり純資産額	2,955,389円71銭	１株当たり純資産額	3,798,781円96銭
１株当たり当期純利益金額	685,961円89銭	１株当たり当期純利益金額	843,055円10銭
損益計算書上の当期純利益	4,390,156千円	損益計算書上の当期純利益	5,395,552千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	4,390,156千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	5,395,552千円
差額	－	差額	－
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 本書提出日現在の前１年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

名称	資本金の額 （2023年12月末日現在）	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（ＧＳＡＭロンドン）	100百万米ドル (14,183百万円 １米ドル＝141.83円)	主として英国において業務を行うザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業です。ＧＳＡＭロンドンおよびその投資顧問関連企業は、現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人および個人投資家を含む広範囲の顧客にサービスを提供しています。

(2) 受託銀行

名称	資本金の額 （2024年3月末日現在）	事業の内容
株式会社ＳＭＢＣ信託銀行	87,550百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

名称	取扱いコース	資本金の額 (2024年3月末日現在)	事業の内容
株式会社三井住友銀行	毎月決算コース 年2回決算コース	1,770,996百万円	銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社りそな銀行	毎月決算コース 年2回決算コース	279,928百万円	
株式会社埼玉りそな銀行	毎月決算コース 年2回決算コース	70,000百万円	
株式会社関西みらい銀行	毎月決算コース 年2回決算コース	38,971百万円	
株式会社武蔵野銀行*1	毎月決算コース 年2回決算コース	45,743百万円	
株式会社福岡銀行	毎月決算コース 年2回決算コース	82,329百万円	
株式会社みずほ銀行	年2回決算コース	1,404,065百万円	
株式会社第四北越銀行*1	毎月決算コース	32,776百万円	
株式会社十六銀行	毎月決算コース 年2回決算コース	36,839百万円	
株式会社広島銀行*1	毎月決算コース 年2回決算コース	54,573百万円	
株式会社紀陽銀行	年2回決算コース	80,096百万円	
株式会社十八親和銀行	毎月決算コース 年2回決算コース	36,878百万円	
株式会社熊本銀行	毎月決算コース 年2回決算コース	10,000百万円	
みずほ信託銀行株式会社*1	毎月決算コース 年2回決算コース	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	毎月決算コース 年2回決算コース	324,279百万円	
クレディ・スイス証券株式会社	毎月決算コース 年2回決算コース	78,100百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社	毎月決算コース 年2回決算コース	5,165百万円	
静銀ティーエム証券株式会社	毎月決算コース 年2回決算コース	3,000百万円	
ひろぎん証券株式会社	毎月決算コース 年2回決算コース	5,000百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	毎月決算コース 年2回決算コース	54,323百万円	
楽天証券株式会社	毎月決算コース 年2回決算コース	19,495百万円	
松井証券株式会社	毎月決算コース 年2回決算コース	11,945百万円	
野村證券株式会社*1	毎月決算コース 年2回決算コース	10,000百万円	
ａｕカブコム証券株式会社	年2回決算コース	7,196百万円	

*1 新規のお申込みのお取扱いは行いません。

2 【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社より投資信託証券および為替の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、ファンドの募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3 【資本関係】

(1) 投資顧問会社

投資顧問会社および委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2024年1月30日	臨時報告書
2024年2月22日	有価証券届出書
2024年2月22日	有価証券報告書
2024年5月1日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2024年３月４日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　　渉

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　郷　　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2023年１月１日から2023年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年7月31日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　　渉

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　郷　　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＧＳフォーカス・イールド・ボンド 毎月決算コースの2023年11月28日から2024年5月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 毎月決算コースの2024年5月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年7月31日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　　渉

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　郷　　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＧＳフォーカス・イールド・ボンド 年2回決算コースの2023年11月28日から2024年5月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＧＳフォーカス・イールド・ボンド 年2回決算コースの2024年5月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。